

指定給水装置工事事業者の指定申請等について

八代生活環境事務組合指定給水装置工事事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする事業者又は指定の更新をしようとする事業者は、次の書類を提出し、及び手数料を納付して申請を行ってください。

1. 提出書類

- (1) 「指定給水装置工事事業者指定申請書」
- (2) 「機械器具調書」
- (3) 「誓約書」
- (4) 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

2. 添付書類

- (1) 法人 定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
個人 住民票の写し
- (2) 機械器具調書に記載した機械器具の写真
- (3) 選任される主任技術者の免状及び技術者証の写し
- (4) 事業所の位置図

3. 手数料

- (1) 新規 指定手数料 10,000円
- (2) 更新 更新手数料 10,000円

なお、次の事項に変更があったとき、又は給水装置工事事業者の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。ただし、(1)の場合は2の(4)を、(2)の場合は2の(1)を、(3)の場合は1の(3)と登記事項証明書を併せて提出してください。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

八代生活環境事務組合 総務課 梅田

TEL. 0965-62-2049 FAX. 0965-62-4829